

現任研修の受講対象者

相談支援専門員の資格は、初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、**5年ごとの年度末までに現任研修を1回以上修了する必要があります**。

よって、平成24年度に初任者研修を修了した者については、平成29年度中に現任研修を修了しないと**相談支援専門員の資格が失効**しますので御注意ください。

相談支援従事者(相談支援専門員)の現任研修を受けるべき期間(5年ごとに1回以上)

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
間隔期間		①					②					③				
	● 初任者 修了				● 現任 修了						● 現任 修了					● 現任 修了
		5年に1回以上現任研修を修了					5年に1回以上現任研修を修了					5年に1回以上現任研修を修了				

平成24年度に初任者研修を修了した者は、平成25年度から数えて平成29年度までの間に1回以上現任研修を修了すると、次回の現任研修は、平成30年度から平成34年度までの間に1回以上受講すれば良いことになります。

つまり、平成27年度に現任研修を修了すると、次回は最低でも平成34年度に現任研修を修了すればよい(受講修了間隔が6年空くが可)ということになります。

したがって、平成24年度に初任者研修を修了した者は、平成29年度までに現任研修を修了しないと相談支援専門員の資格が失効となります。再び、相談支援専門員の資格を満たすためには、再度、初任者研修(前期+後期)を修了する必要があります。

なお、鹿児島県の場合は、現任研修受講者選考要件として、「当該年度に受講しなければ相談支援専門員の資格を失効する者」を優先し、「来年度に失効する者」の順に受講者を選考することとしています。

※相談支援専門員の資格を有し、サービス管理責任者として従事している者

サービス管理責任者の資格については、現行制度上では更新研修がありません。

なお、サービス管理責任者として従事する者のうち、今後、相談支援専門員として従事する予定のある者については、現任研修を修了して、相談支援専門員の資格を満たしておく必要があります。

サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)と相談支援専門員の兼務はできません。